

三次市教育委員会議案第27号

三次市民ホール運営委員会の委員委嘱について

三次市民ホール運営委員会規則(平成26年11月5日教育委員会規則第4号)
第3条の規定により、下記の者を委員に委嘱することについて、議決を求める。

令和5年8月18日提出

三次市教育委員会教育長 迫田 隆範